越川市だより

第三十二號

発行人　川越市長　伊藤泰吉

印刷所　川越市高階町773　有限会社　櫻井印刷所　電話（営）985（工）1164

一月は

市民税　第四期

納期をお忘れなく

年頭にあたりて

川越市長　伊藤泰吉

昭和二十八年の年頭にあたり市民を代表する各位と一堂に会して新春を寿ぎ、且つ所懐の一端を申述べる機会を得ましたことは私の欣幸とするところであります顧れば昨昭和二十七年はまことに内外多事であり、且つ歴史に残るべき年でありました。

即ち我国としては平和条約の発効により戦後初めて独立の喜びを迎えた年であり、川越市としては市制施行三十年に当つて数々の意義ある記念行事を催した年であります。

従つてこの昭和二十八年は内外ともに新生の第一歩を踏み出す年とも云うべく、一段の意義と決意を覚えるのであります。

しかしながら国際、国内の情勢ともに依然混迷をつづけ、その前途必ずしも容易ならざるものがあります。

即ち米ソ二大陣営の対立未だ解けず、ために朝鮮動乱終結の見透しいよ／＼困難を加え、しかもアメリカ共和党の政権獲得によつて世界情勢に一大転機が予想され、本年こそ和戦の岐路とも云われて居りますが、一方国内にあつても政治の不安は徒らに国論の統一を妨げ、米国による対日援助の打切、貿易の不振等経済界の見透しは必ずしも楽観を許されないのが現状であります。

同時に年末長期に亘つた電産、炭労の重大ストは漸く解決を見たとは云え、その国民生活に与えた打撃は極めて大きく、更に軍需産業を除く中小企業の疲弊不振また目を覆うことが出来ないのでありまして、いわば政治、外交、経済各般に亘り、この昭和二十八年は一大転換期に際会していると云うも過言ではないのであります。これ等幾多の要因はそのまゝ大なり小なり市政運営の面に反映いたしまして、本年の困難を思わせるものがありますが、私共は一致協力して市民のために、この市のため、これが打開に渾身の努力を捧げたいものと考えて居ります。

由来「市勢の発展」「市民福祉の増進」は市政運営の二大目標であり、この目標達成のため教育の充実刷新、産業の振興、交通の整備、都市形態の充実、社会保障の拡充、衛生の完備等及ばずながら力を致して来たところでありますが、市制施行三十一年目の第一歩を踏み出すにあたつては、たゞに既往の跡を踏襲するのみならず、この際過去の実績を検討し、更に新たな視野に立ち、異つた角度より施策の強力なる推進をはかり以て市民の負托に応えたいものと存じて居ります。

しかし地方財政の実情が年と共に窮迫の度を加えつゝあることは全国自治体共通の悩みであり、事務量の増大に反し、財源の涸渇は益々地方財政に大きな問題を提供しつゝあるのであります。地方自治の確立にはまづ財政自立がなければならないこと勿論でありますが中央はいたずらに制度の整備にのみ走つてこの点の考慮に欠ける憾みあり、限られた税種・弾力性を失つた財源・起債の国家統制、平衡交付金の不足等幾多の不備、欠陥に加えて中小企業不振による税収減、ベースアップ、諸資材、諸料金の値上り等による財政需要の増加は必然的に市財政の重圧となり、今や地方財政は危怡にひんしていると云うも過言ではないのありますもともと国家財政に於てはベースアップ、諸料金の値上げ等は支出の増嵩を来す一面、税収の自然増となり財政バランスの上に於ては却つてプラスとなる場合が多いのでありますが、地方財政に於ては支出の増加はそのまゝ財政負担の重圧となるのでありまして、この国家財政と地方財政の根本的差異はシャウプ勧告による地方税法の大改革が行われた昭和二十五年を峠とし年々年を重ねる毎に地方財政窮迫の度を加うる原因の一となつているのであります。

本市は本年度は市制施行三十周年記念事業、学校建築等重要事業を遂行した一面市民負担の増嵩を努めて回避いたして参りました関係上、その財政経理困難の度は例年に倍するものがありこの難局を切りぬけ、市勢の発展と市民の福祉の増進に所期の効果を挙げるためには努めて施策の重点的、科学的推進をはかり、工夫と研究によつて最も能率的な運営を期する外はないのでありまして、今後は徴税面を強化し、収入の確保をはかつて市財政の健全化を期すると共に事務面の一新を断行したいと考えて居ります。

当面の重要施策につきましては近く上水道敷設事業も着手の運となり、教育委員会も発足を見、第二中学校及公民館の竣功も近く、また地域給引上げも実現いたしましたが、本年は特に市勢発展の見地から公営住宅の建設、中小企業の振興に意を拂い、懸案の交通問題の解決――中でも東上線複線化促進については一段の努力をいたしたいと考えて居ります。

かくて市自体の内容充実によつて初めて東京の衛星都市として、また近郊農村の中心都市としての発展を期し得らるべきものでありまして、いたづらに他力を恃み、手をこまねて市勢発展の好機を看過すべきに非ずと確信する次第であります。

されば財政の窮乏と諸施策の実現、健全財政の確立と市民負担の増加回避という何れも相反する二面の調節こそ私の最も腐心するところであり、この年頭に於てまた私の深く心に決するところでもあります。

本年はまた地方自治の制度自体についても地方制度調査会が発足し時代に即した改正が加えらるべき年であると存じます。

即ち地方自治か中央集権かの問題は本年に於ける地方自治制度論議の中心と思われるのでありますが、問題は民主的運営をとるか、能率的運営をとるかの問題でありまして、結局人の問題に帰一するものと信じます地方自治にして能率的運営が可能ならば今更非民主的なる中央集権主義を論ずる余地はないのでありまして この点地方自治の徳に当るべき我々の責任は極めて重大なるものがあるのであります。

地方自治は民主々義育成の基盤であります。

地方自治の成績如何は我国民主々義発展のバロメーターとして国家の前途を卜するに足るものであります。

私ならび市職員四百六十余名は何れもこの年頭に当つて決意を新にし市民の期待に応えんことを確く期するものであります。

この上の御協力、御支援を切望して止みません。

年頭の挨拶

市議会議長　飯野昌八

昭和二十八年春光麗らかな元旦を迎へまして、まづ新年のことぶきを申上げます

顧みれば七年の間の被占領国たる地位を脱して、はじめて独立の日本として迎へたこの正月は、まことに戦争と占領の苦悩から逃れた新しい年であるとともに、新しい日本の建設的な出発点として、心から祝い悦びたいものであります。しかしながら独立の名は整い、独立の意識は過剰であつても独立の実は充分これに伴つてはいないのであります

また本市といたしましても既に市制三十周年記念を施行し実に意義ある新年を迎へたわけであります。

本年こそ産業に、教育に、衛生に、文化に、その内容的な立場を充分に検討し、東京都の衛星都市として、また入間比企にまたがるウクライナ的農村の中心都市として、今後健康で文化的な大川越市建設の施策を集中すべきであります。昭和二十八年の年頭に立つて我々は、我が川越市が幾多苦難を克服して、こゝに築き上げた過去を広く見わたし、さらに将来に積たわるもろもろの問題ととりくむ新年の勇気と理知とを、諸賢とともにお誓いいたしませう。けうよりは慈々五萬三千市民の衆望に応えるゆえんのものを深く思い、翼の両翼のように、或は車の両輪のように、執行機関との渾然一体となる融和協調を計りもつて川越市将来の幸福と安寧とをひたすら念願いたすものであります。

地上に平和、われ人ともに平和がありますよう重ねて念願し、その実行をお誓いいたして、謹んで大いなる希望をこめ、独立第二年を迎へる新年のことぶきといたすものであります。

第二回市民スキー講習会参加者募集

一、主催　川越市教育委員会　川越市体育協会

二、期日　昭和二十八年二月、七、八、九日　三日間

三、場所　新潟県妙高岳

四、申込　一月廿五日までに市教育委員会事務局宛

尚経費、時間、其の他については直接市教育委員会に御問合せ下さい。

辞令

保健主事　星野俊道

国民健康保険課給付係長を命ず

十二月二十七日附

雪が降つたら――

一、自分の家の前だけでも雪をかきましよう。

二、かいた雪は道端に積んでおきましよう。

三、道路の真中に散らかさぬ様にしましよう。

○道路に散らかすと道路がいたみます。

○道路に散らかすと氷つた時に危険です。

川越市社会教育委員協議会

捨犬（猫）について御注意！

衛生課　社会教育委員協議会

最近犬の激増に伴つて神社寺院、川端等々に犬を捨てる者が非常に多い様ですがこれは野良犬を横行させ、狂犬病をまん延させる最大の原因ですから、そこらえ勝手に犬を捨てないよう御注意を願います。犬を捨てる場合は必ず保健所へ持つて行つて下さい！

保健所では、これらの犬を新設されたドックプール（犬の抑留所）に集め、電氣で簡単に処分を致します。

尚、猫の場合についても同様保健所に御相談下さい。

成人の日おわる

市内の成年該当者一千八名

例年の通り川越市教育委員会、川越市公民館、川越商工会議所共同主催の成年式と成年祭は一月十五日午前十時から川越会館で開催せられました

市内で満二十才に達した人は一千八名の中、この日の出席者男百六十名、女百四十名計三百四名で講話に映画に一日を楽しく有意義に過しました。

なお当日成年式文芸作品の優秀作品は次の通りでした。

○短歌

（近藤鉄城選）

宮下町　三友善夫

ひる近く掘り返したる凍土に冬眠の蛙よろめき出でぬ

新たなる希望抱きて成年式に寒き舗道を今年は歩む

○俳句

（柳沢東丁選）

中原町　田口登志子

草の家にかゝげし旗や今朝の春

北久保町　松本弘

成年となりたりたる今日の冬うらゝ

静もれる一間の家の冬灯

○川柳

（山崎凉史選）

江戸町　山下文司

成年を祝う親爺が先に酔い

成年になつて初荷をかつがされ

清水町　上村裝司

おふくろに年になつたとしやくをうけ

昭和二十八年衛生行事一覧表

月別 / 種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
予防接種		種痘 27.8.1～27.12.31 出生者 本年小学校卒業及入学児童								種痘 28.1.1～28.7.31 出生者		
			ジフテリヤ 27.4.1～8.31 出生者 新入学児童						ジフテリヤ 27.9.1～28.3.31 出生者			
				腸チブス、パラチブス 24.4.1～25.3.31 出生者 60才未満のもの								
		第一回百日咳 27.9.1～27.11.31 出生者 26.8.1～6.10.31 出生者			第二回百日咳 27.12.1～28.2.28 出生者 26.11.1～27.2.28 出生者			第三回百日咳 28.3.1～5.31 出生者 27.3.1～27.5.31 出生者			第四回百日咳 28.6.1以降 27.6.1～27.8.31 出生者	
					結核検診及予防注射 一般市民		間接及直接撮影（全陽性者）					
その他				検便 前年度伝染病患家々族		狂犬病予防注射					狂犬病予防注射	
				春季清潔		井水消毒					秋季清潔	
	鼠族駆除				昆虫駆除							鼠族駆除
	汚物掃除											

改正農地法の要点

（つゞき）

（六）賃貸借の対抗力
農地の賃貸借はその登記がなくてもその引渡があつたときは、これによつてその後その農地について物件（所有権、質権、抵当権等）を取得して第三者に対抗出來ます。

（七）小作料の統制
1 小作料はいかなる名目を以つてしても金銭以外のものでしてはならないと同時に農業委員会で定めた額を超えて支拂い又は受領してはならないのです。
2 市町村農業委員会は農地の一筆毎に県知事の認可を受けて小作料の最高額をきめることになつてゐます。
この場合農林大臣より一定の最高額が示されるものなのです。
3 著るしく不作の年で現在決定された小作料が田にあつては收穫された米の価格の二割五分畑にあつては收穫された主作物の価格の一割五分を超える様なときはその農地の所有者又は賃貸人に対してその割合に相当する額になる迄小作料を下げてもらふ様請求が出來ます。

（八）小作契約は文書によつてすること。
農地委員会当時行つた様な方法で今後も行われます。

（九）小作地取上げの制限
1 知事の許可を受けなければ出來ない。
2 この場合知事は県農業委員会の意見をきかなければ出ない。
尚許可する場合も次の様な場合にのみ限られてゐる。
イ、小作人が何の理由もなく小作料を長い間支拂わないとき。
ロ、農地をつぶすための許可申請のとき。
ハ、地主が自作することが確実であり、その小作地を取り上げられても小作人が生活に困らない様な場合。地主に耕作の施設、能力等が完備してゐて生産が落ちない事がはつきりした場合。
3 契約期間が定められてゐる農地で期間の切れる場合は如何。
地主が契約期間満了前一ヶ年――六ヶ月のとき知事の許可を受けた上で小作契約を打ち切ると言ふ通知をしなければ地主の意志の如何にかゝわらず従前と同一条件で契約がなされたものとみなされます
二、三年前小作契約の文書化が全般的に行われましたが、本件に於ては普通作物の契約については五ヶ年契約の指導がなされたので本会に於てもこれに準じて行いました。
然しこの五ヶ年が來たからそのときに地主に土地を取り上げられるのではないかと大変御心配して居られる方があるかも知れませんがこれは大きなまちがいです。
かつてに土地の取上げをしますと無効であるばかりでなく処罰されます。
前にも申上げた様に小作契約は従前と同じ条件で更新されます。

（一〇）以上の様に農地の移動は厳重に統制されて居ますが農地の値段そのものは統制されてゐません。

（一一）自作農の維持資金の融資
この方法は例へば農家で特に金の必要にせまられた場合、家畜導入農業用施設の改善等のため）農家が自分の自作地を国に買つてもらうやう申出て国から買收対価の支拂いを受け直ちに（買收された日と同じ日に）又その農地を国から買い戻してその代金を長期低利で年賦（二十四ヶ年）で支拂ふのです。
この方法によれば担保に入れることなしに事実上政府から融資を受けることになります。
◎但しこの場合、買收、売渡代金は田は二八〇倍、畑は三三六倍です
◎農地改革で買受けた土地を使用する場合、この融資に限つて買受後十ヶ年未満でも差金の徴收はありません。

（一二）国有農地の売拂い
1 政府は現在農林大臣の管理してゐる土地で次の様な場合売收前の所有者（以下元所有者と言ふ）に売拂ふことが規定されてゐます。
2 尚元所有者に売り拂ふ場合はいまのまゝの用途に提供しておく条件で所有権のみ拂い戻すのであります。
イ、学校。道路。診療所公営住宅等公用公共用に使用された場合。
ロ、右の様な場合農業委員会は元所有者に通知する。
ハ、通知が出來ない場合はその旨公告する。
ニ、元所有者は通知をした日又は公告の日から起算して三ヶ月以内に買受けの申込をしなければならない。
3 次の様な場合はたとへ宅地化していても元所有者には何の関係もない事になりますので売拂いの対象にはなりません。
イ、その土地の元所有者（所有名義人が死亡してゐた場合。
ロ、その土地の元所有者が買受けを希望しない旨申出た場合。
ハ、通知をした日又は公告のあつた日から起算して三ヶ月以内に買受けの申込をしない場合
ニ、政府が買收しそれをすでに買渡をなしその後使用目的変更等のために更に又政府が買取つて国有地として貸付けた場合。
4 尚前述の通り現在国有農地であるものは全部売拂いの対象となるのではないので特に間違いのない様お願ひ致します。

（一三）罰則
1 所有権又は地上権、永小作権、賃権、使用貸借による権利等を移転又は設定し様とした場合合知事の許可又は市町村農業委員会の許可を受けないで行つた場合
2 知事の許可なくして廃した場合
3 知事の許可なくして権利の移転設定をなし同時に潰廃した場合
4 知事の許可なくして小作地を引上げた場合
5 金銭以外のもので小作料を受授した場合
6 定められた額以上の小作料を受授した場合
何れも三年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処せられます。

◎尚詳細な点については川越農業委員会にお尋ね下さい。

自由の限界と人権の擁護

人権擁護委員　松倉秋之助

一、自由の意義
自由とはどう云うことか服部、小林両博士共著漢和大辞典には「思うまま随意……他人の制裁を受けないこと……」とある憲法の保障する自由もこうしたものであろうか。
生れて間もない赤ン坊を引き取り、人工営養で育て、相当の教育女の嗜も身につけさせ、結婚の用意もした。「この仁ならば」と思う青年があつたので、その写眞を娘に見せた。娘は何とも云わない。その後は外出が多くなり、終に帰らぬ日が來た。百方手を盡して行方を探したが判らない。十日と過ぎ、一月、二月と経つた。
家庭裁判所から呼出があつた。「娘から衣類其他を引渡して貰いたい」と云うことである。渡すも渡さぬもない、娘の為めに作つたものである。それよりも早く帰つて貰いたいのである。
娘は母が婿選びをしている間に、愛人が出來、今や愛の結晶すら生れようとしているのである。
婚姻は両性の合意のみに基いて成立する。（憲法第二十四条）然し未成年の子が婚姻するには父母の同意を得なければならない。（民法第七百三十七条）成年に達した子でも社会生活の実際を知つている年長者に聞く方が利益である。それが古來の風習でもあり、この風習に従うことは社会の秩序を保つ所以である。法律はこの社会の秩序を保つことを使命とする。
「オムツ」の世話からここに二十余年、育ての親の恩誼を振り切り、ひた向きに愛人の懐に飛んで行く。しかもその親の丹精籠めて作つた衣類はソックリ欲しいと云うのである。棄てられた親の身にもなつて見なければならぬ。
娘は「貧」しくとも愛に生きると云つて引き下つた。
一人ボッチの生活でない限り、他人との交渉がある。従つてその「他人に迷惑をかけ」ても「思うまま随意……他人の制裁を受けない」と云うことにはならない。云い換えれば「公共の福祉に反しない」限りに於いて自由なのである。（憲法第十三条）この限度を超え、他人に迷惑をかけ、他人の権利を侵害することになれば、反つてその責任を問われることにもなる。
二、権利の擁護
富豪の邸に奉公に行つた貧しい田舎娘が、そこの若主人に可愛いがられ、結婚の申込を受けた。地位も身分も教養もない田舎娘は「飛んでもないこと」と断つた。「そんなことは封建的な考へだ。」とう〳〵深い仲になつてしまつた。親は「勘当」だ」親戚は「一門の面汚しだ」と大騒ぎになつた悩みつゞけた若主人は終に「別れる」ことを余儀なくされた。
権利の行使及義務の履行は、信義に従い誠実に之を為すことを要す（民法第一条）娘の純情を踏みにじつた責任、生れた子に対する父親としての責任は当然果さねばならない。然るに若主人はこの責任を果さない。娘（今は若い母）は裁判所に救済を求めた。金力との争に貧しい母子は悪戰苦闘した。正しい者が終に勝つた。
憲法が保障する自由及権利は国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。（憲法第十二条）権利の上に眠つていてはならぬ。正しく強く威武も屈する能わず富貴も淫する能わざる確固不動の信念に立つて自らを護るでなければならぬ。ここに始めて憲法の保障と相俟つて基本的人権は完きを得るのである。

昭和二十八年の年頭にあたり
謹んで新年の賀詞を申上げます

本年はいよ〳〵市制施行三十年を終り三十一年目をふみ出す年であります。われ〳〵は市のため、市民のために渾身の努力をお誓いすると共に市民各位の一層の御協力をお願いいたします

川越市役所
市長　伊藤泰吉
〃　収入役　新井長治
〃　固定資産評價員　須ヶ間喜重
〃　総務課長　新井正義
〃　民生課長　高橋勇治
〃　衛生課長　府瀬川岩治
〃　保険課長　岡野鍋郎
〃　農務課長　宇津木宗吉
〃　商工課長　鈴木英治
〃　戸籍課長　新井佐一
〃　税務課長　二村常吉
〃　会計課長　相川光作
〃　土木課長　恩田得也
川越市消防本部
消防長　木村卓介
消防署長　野口好雄
川越市警察署
警察署長　金沢計一
〃　次長　田中喜六
市議会
議長　飯野昌八
〃　副議長　馬場福太郎
〃　議員　栗原定一
〃　〃　石川新平
〃　〃　加藤唯四郎
〃　〃　上村重雄
〃　〃　池田勇吉
〃　〃　鹿倉忠雄
〃　〃　鈴木弘一
〃　〃　田辺武宗
〃　〃　小沢一作
〃　〃　須永酉馬
〃　〃　金剛秀一
〃　〃　宮沢庸太郎
〃　〃　石川梅春
〃　〃　末延江
〃　〃　山田一郎
〃　〃　高橋俊太郎
〃　〃　佐藤仲治郎
〃　〃　樋口政一
〃　〃　中村覺之助
〃　〃　櫻井理助
〃　〃　山本嘉久造
〃　〃　小谷野章次
〃　〃　板倉敏尾
〃　〃　但木敬吾
〃　〃　井上歌吉
〃　〃　谷泉
〃　〃　西川卯八
〃　〃　鈴木勇作
〃　〃　勝田作造
〃　〃　大河内要三
〃　〃　宮倉一太郎
〃　〃　松山莊次郎
〃　〃　久津間正藏
〃　〃　川合喜一
市議会事務局長　岸藤三郎
監査委員　竹内榮吉
〃　鈴木弘一
公安委員　赤星幸次郎
〃　久米原脩丈
〃　水村三郎
選挙管理委員　中村倉之助
〃　牛窪久松
〃　新井正義
教育委員　岸憲夫
〃　佐々木文藏
〃　青山四郎
〃　橋本正代
〃　西川卯八
教育長　江原四郎
公平委員　伊達德次郎
〃　宮崎宮丸
〃　石川秀夫
川越地区農業委員
筋野彌助
原与惣治
宮岡由兵衛
宇津嘉七
神山元吉
新井福松
栗原平治
太田留造
佐久間美次
貝野守作
須賀松右衛門
岩沢友平
岩沢嘉七
小倉久三
澁谷新平
川越西部地区農業委員
小沢一作
間仁田喜作
長堀宰作
宇津木高貫
戸泉小次郎
山崎多三郎
栗原茂助
内田倉吉
畑名久松
中島長次郎
利根川光雄
荻原永治
内田恵助
小沢善作
野沢金作
固定資産評價審査員
伊藤正
間仁田辰之助
臼井信三